		11月	26	電気通信回線
		12月	1	即時提供
		12月	1,996	電気通信回線
		令和８年１月	5	即時提供
		１月	28	電気通信回線
		２月	1	即時提供
		２月	2,004	電気通信回線
		３月	1,990	電気通信回線
		４月	63	電気通信回線
		５月	40	電気通信回線
		６月	3	即時提供
		６月	2,058	電気通信回線
		７月	21	即時提供
		７月	44	電気通信回線
提供件数合計				1,438,956,123件

㈱　提供方法欄の「磁気媒体」とあるのは、「磁気媒体による一括提供」であり、「電気通信回線」とあるのは、「電気通信回線による一括提供」である。

地方公共団体情報システム機構における機構保存附票本人確認情報の提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の８の規定に基づき、令和７年８月から令和８年７月までの間における機構保存本人確認情報の提供状況を次のとおり公示します。

令和８年８月31日　　地方公共団体情報システム機構　理事長　椎橋　章夫

提供先	事務	提供年月	提供件数	提供方法
外務省	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による同法第４条第１項の外国返還援助、同法第11条第１項の日本国返還援助、同法第16条第１項の日本国面会交流援助又は同法第21条第１項の外国面会交流援助に関する事務	令和７年８月	1	電気通信回線
提供件数合計				1件

地方公共団体情報システム機構における住民票コードの提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の16の規定に基づき、令和７年８月から令和８年７月までの間における住民基本台帳法第30条の９の２の住民票コードの提供状況を次のとおり公示します。

令和８年８月31日　　地方公共団体情報システム機構　理事長　椎橋　章夫

⑴　住民基本台帳法第30条の９の２第１項の規定による住民票コードの提供状況について

提供年月	提供件数
令和７年８月	2,924,842
９月	2,677,648
10月	2,736,393
11月	2,942,288
12月	3,071,604
令和８年１月	2,401,126
令和８年２月	3,122,707
３月	5,325,866
４月	2,850,066
５月	2,320,486
６月	2,364,683
７月	2,534,235
提供件数合計	35,271,944

⑵　住民基本台帳法第30条の９の２第２項の規定による住民票コードの提供状況について

提供年月	提供件数
令和７年８月	62
９月	81
10月	84
11月	63
12月	67
令和８年１月	67
令和８年２月	89
３月	103
４月	82
５月	106
６月	74
７月	93
提供件数合計	971

地方公共団体情報システム機構における戸籍の附票に記載された住民票コードの提供状況に関する公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の８の規定に基づき、令和７年８月から令和８年７月までの間における住民基本台帳法第30条の44の２の住民票コードの提供状況を次のとおり公示します。

令和８年８月31日　　地方公共団体情報システム機構　理事長　椎橋　章夫

提供年月	提供件数
令和７年８月	365
９月	295
10月	218
11月	268
12月	172
令和８年１月	277
令和８年２月	542
３月	264
４月	1,059
５月	213
６月	311
７月	381
提供件数合計	4,365